国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法施行令別表の規定に基づき物資を定める省令の一部を改正する省令

外務省
財務省
国土交通省令第一号

国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法施行令別表の規定に基づき物資を定める省令（平成二十二年財務省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法施行令別表関係）	（国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法施行令別表関係）
第二条　国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法施行令（以下「検査法施行令」という。）別表の一の項の外務省令・財務省令・国土交通省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。	**第二条**　国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法施行令（以下「検査法施行令」という。）別表の一の項の外務省令・財務省令・国土交通省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。
一　核燃料物質若しくは核原料物質であって、次のいずれかに該当するもの又はこれらの製造若しくは使用に係る技術を内容とする情報が記載され、若しくは記録された文書、図画若しくは記録媒体	一　核燃料物質又は核原料物質であって、次のいずれかに該当するもの
イ～ハ　［略］	イ～ハ　［略］
ニ　あらかじめ分離されたネプツニウム二三七	［新設］
ホ　イからニまでの物資の一又は二以上を含むもの	ニ　イからハまでの物資の一又は二以上を含むもの
二～三十一　［略］	二～三十一　［略］
三十二　遠心力式釣合い試験機（一面釣合い試験機を除く。）であって、次のいずれかに該当するもの（第五条第二十五号ロに該当するものを除く。）	三十二　遠心力式釣合い試験機（一面釣合い試験機を除く。）であって、次のいずれかに該当するもの（第五条第二十四号ロに該当するものを除く。）
イ～ロ　［略］	イ～ロ　［略］
三十三～六十三　［略］	三十三～六十三　［略］
第四条　［略］	**第四条**　［略］
2　検査法施行令別表の三の項（二）の外務省令・財務省令・国土交通省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。	2　検査法施行令別表の三の項（二）の外務省令・財務省令・国土交通省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。
一　物理的封じ込めに用いられる装置であって、次のいずれかに該当するもの	一　物理的封じ込めに用いられる装置であって、次のいずれかに該当するもの
イ・ロ　［略］	イ・ロ　［略］
ハ　幅が二・五メートル以上であり、かつ、当該装置への出入りができるものであって、床に取り付けることが可能なもの	［新設］
二　発酵槽であって、次のいずれかに該当するもの	二　密閉式の発酵槽であって、容量が一〇〇リットル以上のもの又は化合処理を特別に促進し、若しくは混合用に使用するために設計された発酵槽であって、容量が二〇リットル未満のもの
イ　密閉式のものであって、容量が一〇〇リットル以上のもの	［新設］
ロ　化合処理を特別に促進し、又は混合用に使用するために設計したものであって、容量が二〇リットル未満のもの	［新設］
ハ　生物学的物質に使用できるものであって、容量が一〇リットル以上二〇リットル以下のもの	［新設］